取扱区分：公開

令和７年第１２回

# 蓮田市農業委員会総会議事録

【注】　発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日　時〕令和７年１２月２５日（木）

〔場　所〕市役所３０３・３０４会議室

# 令和７年第１２回　蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原　和夫は、令和７年第１２回蓮田市農業委員会総会を市役所３０３・３０４会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

１　開催日時　　令和７年１２月２５日（木）　午後２時００分

２　閉会日時　　令和７年１２月２５日（木）　午後４時１３分

３　出席委員（１４人）　　※番号は議席番号

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 渋谷　悟 | ２番 | 爪川　博夫 | ３番 | 野口　勇 | ４番 | 萩原　和夫 |
| ５番 | 常見　淳 | ６番 | 竹内　幸男 | ７番 | 杉﨑　國昭 | ８番 | 山本　寿一 |
| ９番 | 佐野　景子 | １０番 | 吉岡　政広 | １１番 | 山口　実 | １２番 | 齋藤　和久 |
| １３番 | 髙橋　建一 | １４番 | 本橋　トシエ | | | | |

４　欠席農業委員（０人）

５　出席推進委員（５人）　※（ ）内は担当地区　※欠員（１人）

（平野）塚本　精一　（平野）廿浦　比呂見　（黒浜）小澤　はつ江　（黒浜）新井　仁
（蓮田）原田　順一

６　欠席推進委員（０人）

７　議事日程

第１　議事録署名委員の指名について
第２　議案第１号 農用地利用集積等促進計画について（土地所有者→農林公社）
議案第２号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について
議案第３号 農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について
議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について
議案第５号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について（閏戸地区）
報　告　１ 農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について
報　告　２ 農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について

８　出席した職員　農業委員会事務局（４人）、産業振興課（１名）

事務局長　　齋藤　欣志
事務局　　榎本　聖
事務局　　山崎　智也
事務局　　田嶋　諒大
産業振興課　三角　尚也

９　傍聴人（０人）
　　なし

１０　会議の概要
（事務局）
　それではただ今より、令和７年第１２回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
　開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
　よろしくお願いいたします。

（会　長）―　会長挨拶　―

（事務局）
　ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議　長）
　初めに、令和７年１１月２５日に開催いたしました令和７年第１１回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。
　事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

―　議事録の確認　―

（議　長）
　修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。
　それでは、私の署名に続き、「２番　爪川　博夫　委員」、「３番　野口　勇　委員」お願いいたします。
　続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。
　欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。
　次に、推進委員の出席状況でございますが、欠員１名、欠席者は無く、５名全員の出席を予定しております。
　次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。
　「５番　常見　淳　副会長」、「６番　竹内　幸男　委員」にお願いいたします。
　それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第１号から議案第５号でございます。また、報告案件は、報告１から報告２でございます。
初めに、議案書１ページ、議案第１号「農用地利用集積等促進計画について」でございます。
議案第１号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第１号、議案書朗読　―

（議　長）
議案第１号、番号１から番号３１につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。
そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第１号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

（議　長）
ありがとうございます。
それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。
質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第１号、番号１から番号３１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第１号、番号１から番号３１につきましては、承認することといたします。
次に、議案書７ページ、議案第２号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。
議案第２号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第２号、議案書朗読　―

（議　長）
初めに議案第２号､番号１につきまして､担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

受人は、１０月の農業委員会総会の農地バンクを利用した貸借の審議に出ていた方と同じ方です。前回同様、耕作放棄地を何とかしたいということでした。地権者の方と話しをし、まとまったため借り受けることとなったそうです。

この場所も、以前は耕作放棄地で、不審火で消防車が出動したこともありましたが、受人が草を刈り取り、中に捨てられていたゴミ等も撤去し、今ではきれいな状態となっております。

今後は、前回と同じように、仲間と一緒に米の作付けをして管理をしていきたいとのことです。

（議　長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

特にございません。

（議　長）

ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議　長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第２号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第２号、番号１につきましては、承認することといたします。

次に、議案第２号、番号２につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委　員）

―　所在地についての説明　―

約１０町あるのですが、●●●●さんが計画的に埋め立てるということです。耕作者は、●●●●さんの子会社である●●●●さんの予定です。

１つ気になったのが、賃借料の２，０００円です。●●●●の代表の方に聞いたところ、土を埋め立てて改良を重ねますが、作物ができるまでは利益が上がらないということで、最初は２，０００円でスタートさせていただきたいということでした。作物ができるようになって利益が上がってきたら、段階的に５，０００円くらいに賃借料を上げていきたいということで、地権者の方にも理解していただいているということでした。

作物は、麦やサツマイモを作るということでした。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
委員さんのご説明のとおりで、特にございません。

（議　長）
ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
２，０００円から段階的に上げていくということですが、これは１０年契約です。どういうタイミングでやるのでしょうか。再契約という方向でやるのですか。

（委　員）
詳しいことは分からないのですが、途中からでも上げられるのでしょうか。

（事務局）
契約内容については農林公社とのやり取りがあるのですが、途中で変更になるのか、再契約になるのか、どちらかの形で対応すると思われます。
タイミングについては伺っていないのですが、おそらく土作りが２年くらい、それ以降に作付けを始めて、大体３年以降になると思われます。

（議　長）
他に何かございますか。

（委　員）
●●●●さんは●●のどの辺にあるのですか。また、耕作している所も●●にあるのですか。

（事務局）
●●●●は●●に事務所を構えていると聞いております。蓮田市内では特に農地を借りておらず、先日の総会にあがっていた農地改良をしている土地を借り上げるということです。
他に借りている所は、市外になりますが、伊奈町などで、ブルーベリーやサツマイモを作っていると聞いております。

（委　員）
小学生などに収穫体験をさせているような話も聞いております。

（議　長）

他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第２号、番号２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第２号、番号２につきましては、承認することといたします。
次に、議案書１３ページ、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。
議案第３号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第３号、議案書朗読　―

（議　長）
初めに議案第３号、番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

今朝、現地を見たところ、草が２０ｃｍくらい伸びている状態でした。草自体は枯れています。
●●さんとお話ししたのですが、ゆくゆくは息子さんが後を継いで農家をやろうという考えのようです。息子さんは、田植え時期、稲刈り時期、梨の交配、収穫時期などを手伝いながらサラリーマンをされているそうです。
申請地の奥が●●さんの土地なのですが、入っていく道がないようです。接道が一本もなく、トラクターも入れないそうで、●●さんが行ったついでに申請地の草刈りをしている状況だそうです。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
補足説明資料３条関係の１ページをご覧ください。
全部効率利用要件については、１２月３日申請地の現地確認をしております。今回は新規就農になりますので、申請地以外の農地はありません。
農作業常時従事要件については、ご本人が年１５０日以上、奥様が１００日以上実施することを確認しております。

地域との調和要件については、現況　畑、取得後の計画も畑であり、取得後はトマト、ナス、ジャガイモを栽培予定とのことです。
備考について、現在、自作地と借受地はなく、申請地の６７６㎡のみとなります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。
議案第３号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号１につきましては、承認することといたします。●●委員は、入室をお願いいたします。
次に、議案書１４ページ、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について」でございます。
議案第４号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第４号、議案書朗読　―

（議　長）
初めに議案第４号、番号１につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
補足説明資料５条関係をご覧ください。
場所と内容については、一度協議がされたものです。
―　所在地についての説明　―

南側の農地でブドウ園をやられている方がいまして、隣接地だとここだけが作物を作られています。太陽光発電施設を設置するにあたり影響があるのではないかということもあり、前回、保留になっています。
１か月ほど経過しましたので、進んでいるところについて事務局から説明いただければと思います。
以前は仮の杭のようなものが立っていたのですが、今朝見ると、仮の杭はなくなって本杭と思われるものを確認してきました。

ブドウ園をやられている方に関しては､受人から対面で説明するというお話を受けたので、その結果、承諾を得られたのではないかと思います。
前回、受人のＨＰ上に３００坪以上でないと太陽光発電施設を設置しないという記載があったと指摘されましたが、受人に聞いてみたところ、３００坪くらいないとよい形の土地にならないので、太陽光発電施設を設置するには難しいかもしれないが、３００坪以下でも設置できる状態もあるということでした。問い合わせいただければ、現地を見て判断するということで、あくまでも目安で書かれているということでした。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

（事務局）
この案件は、１１月総会で保留となった案件になりますが、再度、ご説明をさせていただきます。
こちら農業振興地域外、地域計画外の農地です。
申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、第２種農地と判断しております。
目的は、太陽光発電設備となります。
権利の種類は、所有権移転の売買となります。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１１月５日に確認しております。
関係各課との調整については、市みどり環境課に、蓮田市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づく届出が申請中でありましたが、今月初めに受理されたことを確認しております。
前回の保留となった、周辺農地への影響についてですが、輻射熱、反射光、騒音、電磁波など、影響がないことの資料が事務局に提出されています。また、隣接土地所有者におきましては、申請者において直接説明に伺い、事業実施の承諾をいただいたと報告を受けております。
以上となります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
太陽光発電施設設置は全国でも問題となっています。国の政策として、農地に関して許可を難しくするという話がありますか。

（事務局）
市の農業委員会の方には、話は来ていない状況になります。

（議　長）
他に何かございますか。

（委　員）
今まで蓮田市内で、太陽光発電施設を設置している場所での近隣からの苦情などはありましたか。

（事務局）
今のところ、農業委員会にはそのような話は来ておりません。

（議　長）
他に何かございますか。

（委　員）
受人は、この場所だけの事業規模では満足いく状況ではないと思いますが、この辺り一体を視野に計画されているのでしょうか。

（事務局）
受人から直接、この辺一体で事業を進めていくという話は聞いておりません。●●に本社があるのですが、関東圏の方に力を入れて広げていきたいということで、その中の１つが今回の申請地に該当するという状況です。

（委　員）
拡張計画というものは特になく、その農地が太陽光発電施設設置の条件に当てはまるかどうかで、設置しているだけのようです。周辺の土地には、作物を植えていない土地がたくさんあるので、やろうと思えば拡大はできると思うのですが、農地を持っている方が太陽光発電施設設置会社などに連絡をしない限り、施設が増えていくということはないと思われます。
少し離れた所に同じような小さめの太陽光発電施設があり、その先に行くと、農地ではありませんが、山林を伐採して太陽光発電施設にした所が２か所程あるのですが、苦情は特にありません。１か所だけ草が生えすぎている場所があるのですが、周辺の方が何を言っているかは分かりません。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第４号、番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第４号、番号１につきましては、承認することといたします。
次に、議案書１５ページ、議案第４号、番号２につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
―　所在地についての説明　―

先日、渡人にお話しを伺ったところ、今年の６月頃、不動産屋から話しがあり、申請に至ったとのことです。
受人が市内と岩槻にあるトラックを集約する予定で、トラックは３０台を予定しているようです。岩槻事業所の２２台を置く契約をしているようで、当初は、●●●●の左側の土地も予定していたのですが、岩槻の分が減ったので、この区域になったとのことです。
受人に話を伺ったところ、本社は５年前に蓮田に移り、敷地を借りて雑貨等の配送を行っているということです。
申請地は問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
こちら農業振興地域外、地域計画外の農地です。
申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、第２種農地と判断しております。
目的は、駐車場となります。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。汚水・雑排水はありません。
現地は１２月２日に確認しております。
関係各課との調整については、特定都市河川浸水被害対策法について、埼玉県河川砂防課と事前協議が済み、事前相談結果通知書が届き次第、本申請の提出予定となっております。また、道路法２４条の出入り口切り下げについて、市道路課と協議中でありますが、許可見込みありと報告を受けています。
以上となります。

（議　長）
　ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
　図面で赤く塗ってある部分があるのですが、右側の道路との境の白くなっている部分が、道路課と協議中ということですか。

（事務局）
　白い部分は道路敷地になります。道路法２４条の申請は、入り口が現在６ｍなのですが、８ｍに広げるための施工承認の申請を出されている状況です。道路課には見込みありと確認しております。

（委　員）
　現状は、道路ということですか。

（事務局）
　はい。

（議　長）
　他に何かございますか。

（委　員）
　道路と赤い部分の間が道路になるということですが、私道ということになるのですか。それとも、公共の道路ということになるのですか。

（事務局）
　公共の道路で蓮田市のものになります。受人が持つということはありません。

（委　員）
　出入口の切り下げは具体的に何を意味しているのか分からないため、教えてください。

（事務局）
　歩道には縁石があり、その間口が６ｍしかあいていないのですが、縁石を取って８ｍに広げる工事を行うためには許可がいりますので、施工承認という形で手続きをとることになります。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。
議案第４号、番号２につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第４号、番号２につきましては、承認することといたします。
次に、議案第４号、番号３につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

（委　員）
補足説明資料の６ページをご覧ください。
―　所在地についての説明　―

先日、渡人の１人からお話しを伺いました。申請地は、盛土計画からすると２か所に分かれています。図面右側の７区画は横長長方形の土地であり、合計面積４，１３９㎡です。渡人は７人です。
昭和の代から２、３年前までの間、現在の区画で自作又は貸借による稲作が行われていました。しかし、これらの農地は、周辺の水田と比較すると低地であり、水はけも悪く、区画面積も小さく、農機具の大型化などのために自作による耕作が中止されたり、貸し手は借り手から農地を返されたりしてきました。渡人である所有者も、今後も今のままの状態で水田耕作を行うわけにはいかず、雑草を刈るなどの対応をしてきましたが、水はけがよくないために草刈、耕うんが困難で、遊休化が進んでいました。４年程前に、●●地区内の農業者によって、●●地区水田ほ場の再整備に向けた市や県への要望活動が一部起こりましたが、今ではほとんど立ち消えになっております。
このような状況から、対象地の荒廃化の進行を防ぐために、所有者６人に呼び掛けて話し合いをしたところ、盛土をする方向でまとまったとのことです。
盛土により７区画の傾斜を除去し、畑化した上で、耕作してくれる農家などを探してみましたが、見当たらないため、当分の間は自作により共同しながら耕作に努め、管理をしたいとのことです。
一方、受人は、●●●●周辺や、●●地区などの盛土の施工実績があり、周辺地域の地形、道路事情等に精通している●●●に依頼するということでした。
次に、２か所目の申請地は、図面左側３筆、渡人３名、合計面積は１，９６６㎡です。●●さんが●●●から１か所目の盛土の話を聞いた際に、渡人の１人である●●●●さんから、図面上近接する四角形の農地の盛土を頼まれたため、同時に施工したいということでした。さらに、南側の水路を挟んだ２筆は低地で遊休農地化しているため、一緒に埋め立てしてはどうかと提案があったとのことです。

これらの農地や周辺の法面等は、地元の農家組合が長年に渡り毎年草刈りや野焼きをやってきましたが、盛土し管理しやすくなれば、草刈り等の負担軽減へつながり、好ましいことなので、●●●から所有者３人に盛土の打診をしてみてはどうかと話しをしたところ、同意をされたとのことです。

（議　長）
ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）
申請地の概要ですが、委員さんのご説明のとおりです。
農地性は、農業振興地域内の農用地であり、地域計画内の農地となります。
目的は、農地改良による一時転用（９か月）となります。田４，１３９㎡と畑１，９６６㎡の計画全体面積は６，１０５㎡になります。
資金計画については、事務局の方で確認済みです。
給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。
現地は１２月４日及び５日に確認しております。
関係各課との調整については、宅地造成及び特定盛土等規制法について、県東部環境管理事務所に許可不要を確認済みです。
土地改良区について、新堀土地改良区が該当し、相談を行い、意見書が発行済みです。
市道路課と、「道路と水路への敷き鉄板設置」や「道路と官民境界の法面に土を搬入すること」、「水路に橋を架けること」を協議し、申請を提出済みであり、許可書発行見込みありと報告を受けています。
引き続き、埼玉県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」を準用し進めてまいります。
以上となります。

（議　長）
ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委　員）
一時転用の期間９か月ということですが、いつからいつまでですか。また、搬入するトラックはどちらからどちらへ入るのか教えてください。

（事務局）
期間は許可後ということになり、許可日から９か月間を予定しております。また、ダンプ等の搬入経路は、補足説明資料の６ページ上部を見ていただくと、●●●の●●橋の所に信号があるのですが、ここから入って川沿いの通りを●●方面へ向かい、申請地に斜めに入っていく農道から入る計画になっております。

（委　員）
　おそらく大きなトラックは通れないと思います。またここは、歩行者は通らないのですか。９か月後、耕作時期にバッティングしないようにお願いできればと思います。

（事務局）
　時期的には耕作が始まっている中での作業となりますので、事務局からも事業者の方に気を付けて対応するよう伝えさせていただきます。

（委　員）
　小さい筆のある真ん中に水路のようなものが書かれていますが、水路の上も埋めてしまうということですか。

（事務局）
　図面上は区域を囲ってしまったので色が塗られているのですが、水路は埋めることなく残す形になります。

（委　員）
　この田の持ち主がまだ耕作している状態だと思うのですが、盛土の量によっては、水路と排水路に歪みが出ると思います。この土地は低い土地で、排水が悪いという説明が先ほどございましたが、この場所に１，０００ｔを超える土砂が入るので、水路等に歪みが出て、水路が上がったり、排水路が上がったりすると思われます。そういった場合には、土地改良区と地権者で直すようになるのですか。

（事務局）
　今後そのようなことが起こり得るということなのですが、事務局で許可申請を受付ける際には、問題があった場合は業者が対応するという誓約書をいただいております。

（委　員）
　誓約書は何年間有効なのですか。
　おそらく違法で埋め立てています。土砂が１ｍ以上になるのですが、周りが上がっていて、水路の入り口が上がって水が薄くなっています。誰に何を言えば直るのでしょうか。

（事務局）
　有効期間は設けておりません。また、公道になりますので、市の道路課や組合さん、●●土地改良区、事業者との協議で対応していくしかないと思われます。

（委　員）

埋める所は狭い農道だと思いますが、これだけの量を埋めるとかなりの歪みが出てしまうと思います。その辺はどうお考えですか。

（事務局）
作業するにあたってダンプ等大型車両が入る予定なので、道路課は現況の写真を記録として残しておくようにしています。また、来月になるのですが、道路課と今回施工する●●●とで現地を一緒に立ち会った上で、写真などを撮って記録として残すとも聞いております。万が一、陥没などがあった場合は、農地改良において起こったであろうことに関しては、事業者で直すという誓約書を結ぶと聞いております。

（委　員）
納得がいかない回答だと思っていますが、いずれそのような問題が起こってくると思われますので、問題提起として発言させていただきました。

（委　員）
今までは田を作っていたのですか。●●●、●●●は周辺が埋め立てられたとしても大丈夫なのでしょうか。

（委　員）
●●●は、田を作っています。用水から水を入れているのではなく、排水路から水を入れています。用水からだと入っていきません。奥の方が高く、水が流れていきません。排水から水を入れていかないと下まで水がいきません。

（委　員）
埋めたとしても問題ないですか。

（委　員）
特に問題ないと思います。

（委　員）
●●●はどうですか。

（委　員）
●●●は、ポンプでくみ上げています。用水などは使っていないため、問題ないと思います。

（議　長）

普通、埋め立てをするとその重みで歪みが出たりします。道路と道路の間ですので、結局水が全部寄っていきます。そういうことが目に見えているのですが、大丈夫だと言うのであれば大丈夫なのでしょう。

（委　員）
●●●と埋め立てをする所の間に道路があるので、そんなには影響がないと思います。●●●の周りは全部排水路になっています。

（議　長）
他に何かございますか。

（委　員）
盛土のことが出てくる度に思いますが、この土はどこから持ってくるのでしょうか。有害物質等が含まれていないのかを考えます。そのような追跡調査等は、どういう風にやっているのでしょうか。

（事務局）
今回、土運搬計画書には、久喜市菖蒲町柴山の方から持ってくると書かれています。土壌関係の調査までは事務局からは求めていないのですが、今回の案件は３，０００㎡を超えるものになりますので、農地改良後、埼玉県の東部環境管理事務所に堆積に係る土地の汚染調査結果の届出が必要になり、埼玉県が土壌の分析結果等を判断すると思われます。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。

（議　長）
質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●委員に関係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。
議案第３号、番号３につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第３号、番号３につきましては、承認することといたします。
竹内委員は、入室をお願いいたします。
この後の議案第５号につきましては、産業振興課に説明を求めるため、ここで、暫時休憩といたします。

―　休　憩　―

（議　長）
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
初めに、議案書１７ページ　議案第５号「地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」でございます。
本議案は、許可承認案件ではなく、「地域農業経営基盤強化促進計画の変更」について、農業委員会からの意見を付するものでございます。
それでは、議案第５号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局）―　議案第５号、議案書朗読　―

（議　長）
次に、議案第５号につきまして、事務局及び産業振興課から説明をいたします。

（事務局）
それでは、本案に関わる提案理由につきましてご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定において、「市町村は、地域計画を変更しようとするときは、農業委員会に意見を聞かなければならない。」と定められており、農業委員会に諮り、蓮田市長に意見書を提出することとなっております。また、同法第２０条第１項の規定において、「市町村は、地域計画を変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画の地図の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする。」と定められております。
このため、地域計画の目標地図素案につきましても、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に提出することとなっております。
この度、閏戸地区の地域計画の目標地図変更案が完成いたしました。
つきましては、閏戸地区の地域計画の変更に係る意見書及び目標地図素案を市長へ提出したく審議をお願い申し上げるものでございます。
計画変更の詳細につきましては産業振興課職員よりご説明申し上げます。

（産業振興課）
この度は、閏戸地域における地域計画の更新ついて、皆様にご意見を伺うものでございます。
さて、資料についてですが、「位置図」、「参考様式第５－２号　地域計画案」及び「目標地図案」を郵送させていただきました。
まず、「位置図」につきましては、市内８か所の計画地域の位置、それから、今回、皆様にご審議をお願いする閏戸地域における地域計画策定の範囲を示した図です。
次に、「地域計画案」ですが、１　地域における農業の将来の在り方、２　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、３　農業者及び区域内の関係

者が２の目標を達成するためとるべき必要な措置、４　地域内の農業を担う者一覧、５　農業支援サービス事業者一覧につきまして協議した結果をまとめております。
　さて、閏戸地域につきましては、令和７年１１月１４日（金）に上閏戸自治会館において対面での会議を開催し、上閏戸地区の耕作者の皆様と一緒に自身が耕作する土地について話し合い、目標地図の修正を行いました。
　今後の予定ですが、農業委員会総会のほか、埼玉県農林公社、南彩農業協同組合、見沼代用水土地改良区への意見聴取を行った上で、市ＨＰで地域計画の案を掲載し２週間の縦覧期間を設けます。
　他地域における見直しのための協議についてですが、書面会議開催でも構いませんので、開催に向けてどうぞご相談ください。また、対面の会議開催をご希望の場合は、お呼びする耕作者の住所、氏名、連絡先を産業振興課へご報告ください。開催案内の発送は開催日の最短２週間前には行いたいと思いますので、開催日の設定は余裕をもってお願いします。
　以上です。どうぞよろしくお願いします。

（議　長）
　ただ今の事務局及び産業振興課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。
（委　員）
　「面積及び目標の算定」という所で「未定」としている部分は、今後、耕作地として進める場合、どういう方向で進めればよいのか、地権者の方に市の方から連絡をするのか、地権者の方からやってくれるのか、教えてください。

（事務局）
　現在、放棄地になっている所ですか。

（委　員）
　雑木から畑に戻す場合はどうするのですか。

（事務局）
　通常は、雑木や草が生えてしまっている場合、ご連絡をいただければ地権者さんに解消していただくよう通知をさせていただきます。

（委　員）
　実は、あの辺を見回した際に、１反以上だったらやってもいいという話があります。
　しかし、木が生えていてすぐには耕作できない状態です。

（事務局）

遊休農地が解消されれば耕作できるような場合、埼玉県の遊休農地を解消する事業に対する補助金があります。地主さんのご意向があり、解消するために費用がかかる場合、農業委員会事務局や産業振興課に相談していただければ、ご案内することができます。

（委　員）
県の方から費用を出してくれるのですか。

（事務局）
解消にかかった費用については、１反あたりいくらなどの決まりがありますので、ご相談いただければと思います。

（委　員）
地権者が雑木を抜いて畑にした所を借りたい人がいます。１反以上だったら借りる方向で検討されています。

（事務局）
貸す意向と借りる意向が合って、遊休農地が解消されるのであれば、補助金が使えると考えられます。農業委員会は、地権者さんにお願いすることはできるのですが、できないと言われればどうしようもありません。
（委　員）
市の方から地権者に連絡しますか。

（事務局）
どの農地でもそうなのですが、周りに影響がある場合は地番を調べてご案内するということはしています。
そのような場所がある場合は、事務局にご連絡いただければと思います。

（委　員）
耕作放棄地を解消するにあたって、補助金が出るということですか。

（委　員）
例えば木などが生えていて、お金がないから抜けない場合、抜いてもらえたりするということですか。

（事務局）
借りる人が決まっていれば、伐根などの費用を一部補助できるという制度がございます。全部補助するのではなく、面積あたりいくらというものです。細かい条件があるため、全部の土地に該当するかご相談いただく必要はあります。
農業委員会事務局又は、春日部農林振興センターにお話ししていただければと思います。

（委　員）
　地域計画の変更について本来は地元で会議を開いて、総会で報告するのですね。先ほどのお話で書面会議でもよいということですので、あまり変更がない場合、書面は市役所で作っていただき、進めていただけるのですか。

（産業振興課）
　対面ではなく書面会議の方法ですが、こちらから書面での会議開催案内を送るとともに、前回の計画書の写しを送ります。それを見ていただき、変更箇所があるかないか書面でご回答いただくことを想定しております。書類は、すでに定まっている担い手と耕作者さんにお送りします。

（議　長）
　他に何かございますか。

（委　員）
　地域計画自体を１、２年やっておりますが、行政として地域計画に着手するのは、いつ頃なのでしょうか。

（産業振興課）
　地域計画の記載内容についてです。目標地図には、現在の耕作者、将来の耕作者というように地図上に落としていますが、相対貸しでの貸し借りが反映されている状況なので、中間管理などを通じて１０年後の耕作者へ移行するように促していきたいと考えております。

（委　員）
　いつ基盤整備に入れるのかということです。１０年経つと耕作者は半分くらいになってしまいます。基盤整備に入っていれば、農地が大きければ個人のやる気のある人は入ってきますが、小さいと雑木林になるのが関の山かと思います。基盤整備が先行しなければ、地域計画の話も絵に描いたものというだけで、農地にはならないはずです。国や行政の方から、何年から始めますと言えないのですか。その辺を県や国との調整でお願いしたいです。

（産業振興課）
　基盤整備については、●●に限らず他の地域でも課題になっていると思いますが、いつやれるということは明確に申し上げることが難しいところです。

（委　員）
　用水路、排水路自体がボロボロで、あと何年もつかという状態です。基盤整備を作れば、入ろうという人もいるのですが、蓮田市では、一日数回見回りをし、何らかの手だてをなければ耕作できないような土地ばかりです。

基盤整備をなるべく早くすれば、地域計画も進むと思います。

（委　員）
●●も基盤整備の請願を出しました。すると、主旨は分かるが費用がないと言われました。県からは１市町村で１か所しか補助事業ができないそうです。国や県に働きかけてもらって、財源確保に努めていただきたいです。

（事務局）
地域計画につきましては、最終的には基盤整備を望んでいらっしゃると思います。ここで出たご意見は、産業振興課の土地改良担当が担当部署になっておりますので、こちらにこのような要望があったということは逐次報告させていただきます。
今回は、地域計画の閏戸地区の協議ということになりますので、明確なお答えができませんが、主旨は理解しておりますので、産業振興課に伝えさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

（議　長）
他に何かございますか。

質問・意見なし。
（議　長）
意見が無いようですので、採決いたします。
議案第５号につきまして、「意見なし」に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。
よって、議案第５号につきましては、意見なしといたします。
産業振興課職員は、これで退室いたします。説明ありがとうございました。
以上で、本日の議案は終了いたします。
それでは、議案書１８ページ以降の　報告１から報告２につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

（事務局）―　報告１から報告２、議案書朗読　―

（議　長）
ただ今、朗読いたしました、報告１から報告２につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

質問・意見なし。

（議　長）
特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

（委　員）
毎年、●●地区と●地区で、２月頃に申請を出してから野焼きをやっています。来年から消防署は許可を出さないと聞いたのですが、そのような情報は入っていますか。

（事務局）
今のところ、消防署からの連絡は来ておりません。

（議　長）
先日、書類を出しに消防署に行き、野焼きの件についてもお話したところ、届出をお願いしますと言われました。
届出をして、野焼き当日にも連絡をしてください。

（委　員）
今年２月の●●地区と●地区の野焼きに対して通報があり、パトカーが来ました。団体の場合の届出は、害虫等の駆除ということで出します。個人で少人数の場合でも、大掛かりになりそうな場合は、消防へ届出をした方がよいのでしょうか。
（議　長）
個人で野焼きをした際も届出をしました。風向きに注意していること、必ず火は消すというような文書を書きました。野焼き前と終わった後に連絡をします。
他に何かございますか。

「なし」の発言。

（議　長）
委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

―　事務局からの連絡・報告事項　―

（事務局）
それでは、閉会の言葉を常見副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（副会長）―　副会長挨拶　―